

財務省 同時発表

2025 年 3 月 25 日

中華人民共和国産黒鉛電極に対する 暫定的な不当廉売関税の課税を決定しました

本日、中華人民共和国(注)(以下「中国」という。)産黒鉛電極に対して暫定的な不当廉売関税を課する政令(黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令)が閣議決定されました。今後、本年 3 月 28 日に政令が公布され、同月 29 日から同年 7 月 28 日までの間、中国産黒鉛電極に対して、暫定的な不当廉売関税が課されることとなります。

1. これまでの経緯

経済産業省及び財務省は、令和 6 年 4 月 24 日より、不当廉売関税の課税の要否に関する両省合同の調査を実施してまいりました。

調査の結果、本年 2 月 28 日に、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦産業に与える実質的な損害等の事実を推定する決定をしました。(令和 7 年 2 月財務省告示第 52 号)

また、本年 3 月 12 日、関税・外国為替等審議会(関税分科会特殊関税部会)から、上記調査で判明した事実等を踏まえ、中国産黒鉛電極に対しては、不当廉売関税を暫定的に課することが適当である旨の答申が提出されました(暫定的な不当廉売関税率については 95.2%)。

2. 政令の概要

この政令は、中国産黒鉛電極について、不当廉売関税の課税を求める申請書の提出を受けて実施された調査において、不当廉売された貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、かつ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められたことから、暫定的な不当廉売関税を課すものです。

3. 今後の予定

今後、本年 3 月 28 日に政令が公布され、同年 3 月 29 日から同年 7 月 28 日までの間、中国産黒鉛電極に対して、暫定的な不当廉売関税が課されることとなります。

なお、調査の経緯等に関する詳細な内容については、下記の URL を御覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/investigation/kokuendenkyoku/index.html

(注)香港地域及びマカオ地域を除く。

(本発表資料のお問合せ先)

貿易経済安全保障局貿易管理部特殊関税等調査室長 信田

担当者：永井、橋本

電話：03-3501-1511(内線 3256)

03-3501-3462(直通)

メール：bzl-qqfcbk★meti.go.jp

※[★]を[@]に置き換えてください。

製造産業局 素材産業課長 土屋

担当者：綿引、大城

電話：03-3501-1511(内線 3731)

03-3501-1737(直通)

メール：bzl-s-seizo-sozaisangyo★meti.go.jp

※[★]を[@]に置き換えてください。